（継続記載）

**第七条**　供託所に提出すべき書類について書式及び用紙の大きさが定められている場合において、一枚の用紙に記載事項の全部を記載することができないときは、当該用紙と同じ大きさの用紙を用いて適宜の書式により継続して記載することができる。

2　前項の場合には、各用紙に継続の旨を明らかにしなければならない。

（書類への措置）

**第八条**　供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書及び附属供託請求書並びに添付書類を除く。）が二枚以上にわたるときは、作成者は、各用紙に総枚数及び当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

［項を削る。］

（供託書）

**第十三条**　［略］

［2～4　略］

5　供託書が二枚以上にわたるときは、作成者は、当該供託書の所定の欄に総枚数及び当該供託書が何枚目であるかを記載しなければならない。

（電磁的記録媒体の添付）

**第十三条の三**　供託をしようとする者は、第十三条第二項各号（第二号、第五号、第九号、第十一号及び第十二号を除き、同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる。この場合には、二枚以上にわたる供託書を提出することができない。

［2・3　略］

（継続記載）

**第七条**　供託所に提出すべき書類について書式及び用紙の大きさが定められている場合において、一葉の用紙に記載事項の全部を記載することができないときは、当該用紙と同じ大きさの用紙を用いて適宜の書式により継続して記載することができる。

2　前項の場合には、各葉の用紙に継続の旨を明らかにしなければならない。

（書類の契印）

**第八条**　供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書及び附属供託請求書を除く。）が二葉以上にわたるときは、作成者は、毎葉のつづり目に契印しなければならない。

2　前項の場合において、当該書類の作成者が多数であるときは、その一人が契印すれば足りる。

（供託書）

**第十三条**　［同上］

［2～4　同上］

5　供託書が二葉以上にわたるときは、作成者は、当該供託書の所定の欄に枚数及び丁数を記載しなければならない。

（電磁的記録媒体の添付）

**第十三条の三**　供託をしようとする者は、第十三条第二項各号（第二号、第五号、第九号、第十一号及び第十二号を除き、同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる。この場合には、二葉以上にわたる供託書を提出することができない。

［2・3　同上］

（供託物払渡請求書）

**第二十二条**　［略］

2　前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書（第二十六号書式による供託物払渡請求書を除く。）に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。

［一～十二　略］

（印鑑証明書の添付等）

**第二十六条**　［略］

［2・3　略］

4　第二十二条第二項本文の規定にかかわらず、請求者又は第二項に掲げる者は、前項第二号、第四号又は第五号に掲げる場合には、供託物払渡請求書（第二十六号書式による供託物払渡請求書を除く。）に押印することを要しない。

（代理権限を証する書面の添付等）

**第二十七条**　［略］

2　第十四条第一項後段の規定は、前項の場合に準用する。

3　［略］

**第三十五条**　［略］

2　前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。

［一・二　略］

［3・4　略］

（利札の払渡し）

**第三十六条**　［略］

2　［略］

3　第二十三条、第二十四条第二項、第二十六条第一項から第三項まで、第二十七条、第二十九条及び第三十五条第三項の規定は、利札の払渡しについて準用する。

（供託物払渡請求書）

**第二十二条**　［同上］

2　前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。

［一～十二　同上］

（印鑑証明書の添付）

**第二十六条**　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（代理権限を証する書面の添付等）

**第二十七条**　［同上］

2　第十四条第一項後段の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

3　［同上］

**第三十五条**　［同上］

2　前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

［3・4　同上］

（利札の払渡し）

**第三十六条**　［同上］

2　［同上］

3　第二十三条、第二十四条第二項、第二十六条、第二十七条、第二十九条及び第三十五条第三項の規定は、利札の払渡しについて準用する。